

企業倫理・法令遵守の徹底⁽¹⁾

企業倫理・法令遵守は、すべての事業活動の前提になるとの考えのもと、企業倫理・法令遵守の体制を構築し、啓発活動、モニタリング活動に取り組んでいます。また、こうした取り組みを東北電力企業グループにも拡大し、グループ全体の連携、情報共有化に努めています。

企業倫理・法令遵守のさらなる徹底に向けて体制を順次強化してきました

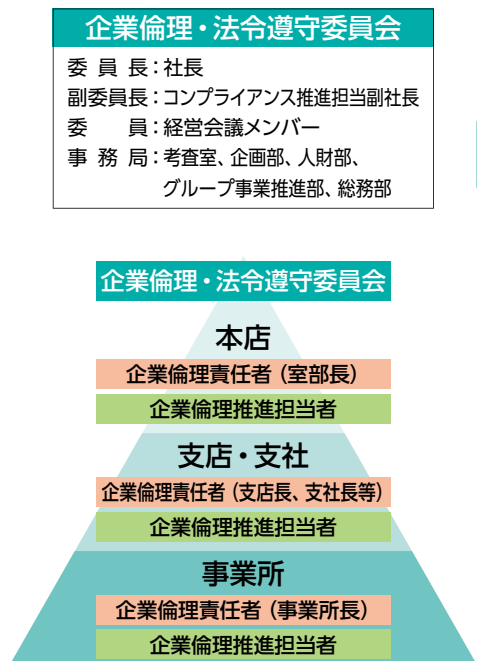
企業倫理・法令遵守活動を推進し、その維持向上を図るため、1998年に企業倫理委員会（2008年6月に「企業倫理・法令遵守委員会」に名称を変更）を設置し、2003年5月からは、本店、支店、事業所に「企業倫理責任者」および「企業倫理推進担当者」を配置しています。

社長を委員長とする企業倫理・法令遵守委員会は、企業倫理責任者、企業倫理推進担当者と連携しながら、活動を包括的に推進する役割を担っています。

2008年6月に、企業倫理・法令遵守をさらに徹底し、法的側面からの全社的支援機能を強化することなどを目的として、総務部内に法務室を設置しました。

また、2009年4月には、「関係会社企業倫理・法令遵守推進連絡会（2011年4月に「東北電力グループ企業倫理・法令遵守推進連絡会」に名称を変更）」を設置し、会議などを通じ、東北電力企業グループ全体の企業倫理・法令遵守に関する連携・情報共有化に努めています。

企業倫理・法令遵守の推進体制



●企業倫理・法令遵守委員会で活動のPDCAを回す

企業倫理・法令遵守委員会では、「東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針」に基づき、「企業倫理・法令遵守活動計画」を策定し（**PLAN**）、業務執行部門とは別の立場から、室部店所の企業倫理責任者等と連携して、室部店所の自律的取り組みを支援する啓発活動（各種研修、企業倫理月間（10月）の実施、社誌・メールマガジンによる情報提供など）を行う（**DO**）とともに、企業倫理・法令遵守委員会（年2回定期開催のほか、必要に応じ開催）にて倫理的行動の定着状況を検証（**CHECK**）し、活動内容の見直しを行っている（**ACTION**）。



企業倫理責任者の役割

自らリーダーシップを発揮し、不祥事や不適切行為の再発防止に向けた具体的な取り組みの指導徹底を行う

企業倫理推進担当者の役割

所属員の日常行為の指導何でも話し合える風通しのよい職場風土づくりの推進

企業倫理・法令遵守の徹底(2)

「東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針」に基づき、企業グループ一体で活動を展開しています

誠実かつ公正で透明性のある事業活動の実践のためには、従業員一人ひとりが東北電力企業グループの使命と役割を自覚するとともに、企業グループの行動規範である「東北電力グループ行動指針」に沿った行動をとっていくことが必要です。

「東北電力グループ行動指針」と密接に関係する企業倫理・法令遵守活動について、2017年4月より企業グループの基本的な方向性を示す「東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針」を策定し、企業グループ一体での企業倫理・法令遵守活動を展開しています。

東北電力グループ企業倫理・法令遵守活動方針

1. 「不祥事防止」の徹底

■東北電力グループ各社従業員の行動の原点である「東北電力グループ行動指針」に従うとともに、企業倫理・法令遵守の係わるリスクに対する感度を高める取り組みにより、不祥事防止を徹底する

2. 「社会に受容される行動」の遂行

■「気づく・話す・直す」の基本姿勢のもと正しい価値観や判断基準に従って行動し、社会に対して誠実で確かな業務遂行を行い、地域からの信頼の維持・向上を目指す

3. 「職場における自立的活動」の推進

■東北電力グループ各社において、企業倫理・法令遵守活動を自立的に取り組むとともに、各社における積極的な取り組みの情報発信等によりグループ全体の活動の盛り上げやレベルアップを図る

「啓発活動」と「モニタリング活動」で自浄機能の向上に努めています

当社では、倫理的行動の土台となる知識や意識を高め、行動促進を図るための「啓発活動」を定期的実施することを通じて企業倫理・法令遵守を定着させています。また、「モニタリング活動」などを通じて倫理的行動の定着状況を検証しており、これらの活動を通じて、組織の自浄機能の向上に努めています。

●事業所の自立的活動における良好事例を全社へ水平展開

各事業所で実施した自立的な企業倫理・法令遵守活動の中から良好事例を抽出し、全社へ水平展開しています。この取り組みは他事業所の良好な取り組みを参考としながら、自事業所の職場風土の改善につなげていくことを目的としています。

●各階層を対象とした教育を実施

新入社員導入教育では企業倫理・法令遵守の基礎知識の習得、新任管理職研修ではマネジメント上の留意点等に主眼をおいた研修を実施しています。さらに、経営層向けのトップセミナーでは外部有識者を招聘した講演会ならびに意見交換を実施するなど、目的や対象者に合わせた教育を実施することで、倫理的行動の土台となる知識や意識の向上を図っています。

●「東北電力グループ企業倫理月間」を展開

10月を「東北電力グループ企業倫理月間」とし、社長による企業グループ全社員へのメッセージの発信をはじめ、トップセミナーの開催やケースメソッドによる職場ディスカッションなどを実施し、企業グループ全体で、企業倫理・法令遵守の意識高揚、企業風土としてのいっそうの浸透・定着を図っています。

企業倫理・法令遵守の徹底(3)

当社では、法務室に設置された「企業倫理相談窓口」や「法令サポートライン」によって日常の個別事案に対応しているほか、事業所の取り組み状況の把握や実践・定着を検証する業務考査など、現場の実態に即した企業倫理・法令遵守活動を展開するためのさまざまな対話活動を行っています。

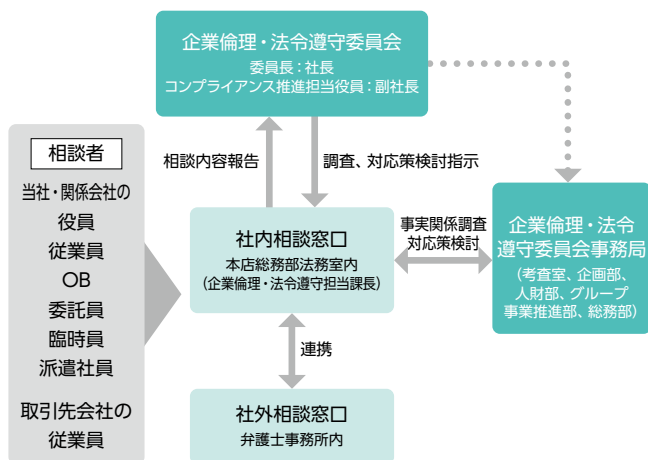
相談窓口の適切な運用に努めています

2003年4月から、企業倫理・法令遵守に反する、あるいは反する恐れがある、当社の業務運営や従業員の行動、職場習慣など（不正・業務不適正処理を含む）について、相談を受け付ける「企業倫理相談窓口」を社内・社外に設置し、運用しています。

企業倫理相談窓口では、当社および関係会社の従業員などからの相談に基づいて調査を行い、是正措置および再発防止策を講じています。また、相談者は、匿名での相談も可能であり、この対応の中では、相談者の個人情報情報を厳密に管理するとともに、相談者に対する不利益な取り扱いを禁止するなど、相談窓口の適切な運用に努めています。

また、日常の業務処理において、各種法令に照らして違法が適法か判断に迷うような事案の相談窓口として、「法令サポートライン」を設置し、運用しています。

■企業倫理相談窓口運用体制



■企業倫理相談窓口への相談件数

(年度 / 件)

2015	2016	2017
10	5	7

2017年度は業務不適正処理に関する相談3件、その他の相談4件を受け付けました。

公正な競争の確保に向けた取り組みを行っています

市場競争を通じて新しい価値を創造し、お客さまから選択され続ける企業であるためには、市場競争の基本ルールである公正競争を確保することが重要です。

このため、独占禁止法や「適正な電力取引についての指針」に関する従業員一人ひとりの理解を深めることを目的に、「独禁法遵守マニュアル」や指針の解説書を作成し、イントラネットへの掲示などにより、全従業員に周知しています。

TOPICS

「FRESH EYES(新鮮な目)運動」展開しています

当社では、新たな職場においてコミュニケーションを充実させ、企業倫理・法令遵守の意識をあらためて共有し、風通しの良い職場風土を醸成するため、2016年7月定期異動時より「FRESH EYES(新鮮な目)運動」を展開しています。

この運動は、新職場を客観的に見ることが出来る立場にあり、お客さま目線に最も近い存在といえる転入者の新鮮な視点から、新職場で気づいた点を挙げてもらい、話し合うことで、既存のルールや仕事の進め方の問題点・改善点を発見することを目的とした取り組みです。

本取り組みの結果、業務改善につながった事例が多数寄せられ、多数の職場において転入者からの新鮮な視点から社会目線によりそった企業倫理・法令遵守意識の共有化が図られました。また、「気づく・話す・直す」を実践し、風通しの良い職場風土づくりに寄与する取り組みとなりました。良好事例については、社内ならびに企業グループ間で共有し、各所の取り組みに活用しています。なお、本取り組みについては、2018年7月定期異動時にも展開しています。



自主保安活動の定着に向けた取り組み

工事費負担金の誤精算など 一連の不適正事象を踏まえて

当社では、「エリアインバランスの誤算定」、「送電線新設工事に関する不適切な対応」、「工事費負担金の誤精算」の事案が立て続けに判明したことを極めて重大な事態と受け止め、経営層のリーダーシップのもと、根本的な背景要因を分析し、全社をあげて実効性のある再発防止対策の構築に取り組んでいます。

これらの事案について、社員一人一人が「自分事」として捉え、あらためて「気づく・話す・直す」の3つの視点から企業倫理・法令遵守の基本姿勢を徹底するため、緊急の社長メッセージを発出したほか、臨時本店幹部・店所長合同会議を開催し、危機感や問題意識、再発防止に向けた決意を経営層から第一線事業所長まで共有しました。

今回の事案をきっかけとして、送配電カンパニーはもちろんのこと、全社一丸となって二度と同様な不適正事象を発生させないための仕組み・体制づくりに向けて、経営層が先頭に立ちながら、真摯に取り組んでいきます。



臨時本店幹部・店所長合同会議の様子

再発防止に向けた 新たな仕組み・体制づくりに取り組みます

「工事費負担金の誤精算」^(※)に対して、2018年5月16日に電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を受領しました。当社では、長期間にわたって工事費負担金の誤精算を発生させていたこと、ならびに誤精算である疑いが判明した時点から改善に至るまでの対応に時間を要したことについて、お客さまからの信頼を損なう極めて重大な事態であると重く受け止め、再発防止対策として新たな仕組み・体制の構築に全力で取り組んでいくことを電力・ガス取引監視等委員会に報告しました。

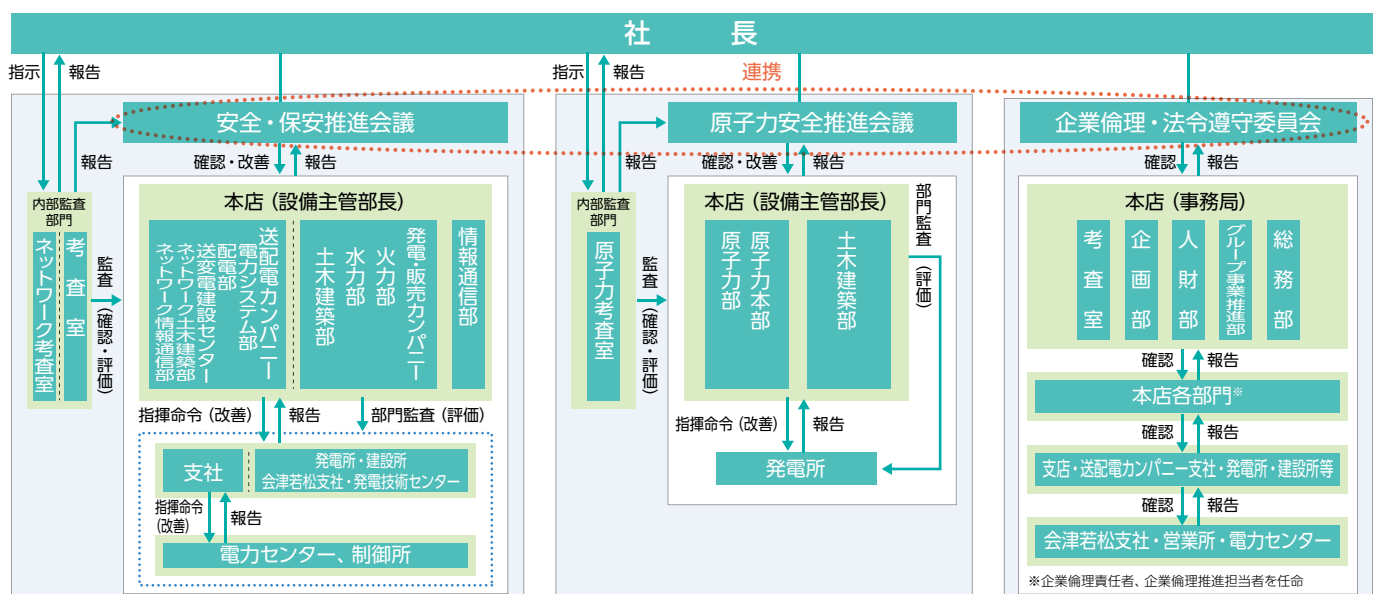
《新たな仕組み・体制》

- 「企業倫理・法令遵守委員会」の下に送配電カンパニー長を委員長とする「送配電カンパニー業務総点検推進委員会」を設置
- 「送配電カンパニーにおける基本的な業務の総点検」を実施

今後も、経営層関与のもと、今回策定した再発防止対策を確実に実行していくことで不適正事象の発生防止に取り組むとともに、各部門においてもあらためて「気づく・話す・直す」の視点で法令・ルールを遵守し、たゆまぬPDCA活動を実施していく自主保安活動を定着させるよう努力していきます。

(※) お客さまに工事費をご負担いただく当社設備工事において、撤去工事を伴う場合に、撤去資材の残存価格を差し引いて工事費負担金を算定し、精算する必要があったものを、当該残存価格を差し引かず精算していたもの。

■自主保安活動のフォロー体制図(基本)



情報セキュリティの取り組み

当社では、お客さまの大切な個人情報や社会の重要インフラである電力設備に関する情報を守るため、企業グループ全体において情報の適切な利用と管理に努めています。

また、国による法規制や最新のサイバー攻撃に対応するための組織的対策や技術的対策を強化する取り組みを推進しています。

企業グループ全体で情報セキュリティの確保・維持・向上に取り組んでいます

当社および企業グループが保有するお客さま情報ならびに電力保安に関わる設備情報などを適切に管理するため、企業グループ全体で遵守すべき基本事項を取りまとめた「東北電力企業グループ情報セキュリティ基本方針」を定めています。

「東北電力企業グループ情報セキュリティ基本方針」に基づく主な取り組み

- 経営層を責任者とする管理体制を構築し、各種基準の制定や保有する全ての情報資産（情報および情報機器）を対象とした管理を行っています。
- 外部からの不正アクセス防止やウィルスの侵入防止、内部からの業務情報の無断持出しを防止するためのデータの暗号化など、最新の技術的対策を採用しています。
- 当社グループならびに委託先の従業者※一人ひとりのセキュリティ意識向上に向けた啓発活動を実施しています。
- 継続的な取り組みのための点検・改善活動の実施および事業所訪問による実態調査など、情報セキュリティマネジメントを確実に実施しています。

※従業者：雇用関係にある従業員、役員、派遣労働者など

□ 東北電力企業グループ情報セキュリティ基本方針
<http://www.tohoku-epco.co.jp/privacy/security.html>

お客さまの大切な個人情報を適切に管理しています

当社では、「個人情報保護法」および「マイナンバー法」に基づき、当社が取得、利用、管理する個人情報や特定個人情報の適切な取り扱いを定めた基準を制定するとともに、「東北電力株式会社個人情報保護方針」を策定し、お客さま、株主の皆さま、取引先の個人情報や特定個人情報を適切に管理しています。

□ 個人情報保護方針と個人情報保護法および番号法に基づく公表事項等に関するご案内
<http://www.tohoku-epco.co.jp/privacy/index.html>

電力設備に関する情報の管理を徹底しています

電力設備に関する情報についても、管理体制を明確にし、対策状況の確認や改善など情報管理のPDCAサイクルを確立し、適切に管理しています。

サイバーセキュリティ対応力強化に取り組んでいます

当社では、電力の安定供給に向けて、経営層を責任者とする管理体制整備などの組織的対策や高度化・巧妙化するサイバー攻撃への技術的対策を実施しています。

東北電力企業グループ情報セキュリティ基本方針

東北電力企業グループは情報セキュリティの確保に向けて以下の事項を推進します。

1. 法令遵守

情報セキュリティに関する法令を遵守するとともに、本方針およびグループ各社が規定する基準等を遵守します。

2. 情報管理

経営層を責任者とした情報セキュリティ管理のための体制を整備し、業務で取り扱うすべての情報に関して、重要性和リスクに応じた適切な管理を行います。

3. 技術対策

情報への不正なアクセス、情報の紛失、改ざん、漏えいおよび情報の消失を防止するため、技術面および環境面の対策を講じ、情報の保護に努めます。

4. 教育啓発

従業者に対して、情報セキュリティに関する教育・訓練を実施し、法令、本方針、基準等の遵守・徹底を図るとともに、違反者に対しては厳正に対処します。

5. 委託管理

業務を外部委託する際は、委託先に対して、本方針を周知するとともに、守秘義務の条項を含めた契約を締結するなど、委託先も含めた情報管理を徹底します。

6. 事故対応

万一の情報セキュリティ上の事件・事故に備えた体制を整備し、被害を最小限に留めるとともに、事件・事故の再発防止に努めます。

7. 維持向上

法令改正や社会情勢の変化などに的確に対応し、継続的な情報セキュリティの確保・向上に努めます。